

上尾税務署からのお知らせ

◆自宅等で確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して郵送又はe-Taxで送信（事前準備が必要）してください。

確定申告書等作成コーナーに関する質問等はe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901・平日の9時～17時のみ）にお問い合わせください。

◆所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。問い合わせ／上尾税務署（☎048-770-1800・自動音声案内）

と き

申告会場（送付先）

2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日・祝日を除く。ただし2月19・26日(日)は開場

9時～17時（受付＝8時30分～、16時頃までにお越しください）

〒362-8504 上尾市大字西門前577

上尾税務署

◆公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例：純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

青色申告 相談会

【青色決算書・青色確定申告書作成相談会】

とき・ところ／2月23日(木)＝商工会
吹上支所、3月2・3日(木・金)＝
鴻巣市商工会、3月7日(火)＝商工会
川里支所

※時間はいずれの日も午前の部＝9
時30分～11時30分、午後の部＝13時
30分～15時30分

問い合わせ／鴻巣市商工会・鴻巣市
青色申告会（☎541-1008）



税理士による

①無料税務相談 ②無料還付申告相談

とき／①2月1日(水)～15日(水) ※土・日・祝日を除く

②2月2・3日(木・金) 9時～16時

ところ／①市内の各税理士事務所

②上尾県税事務所（上尾市南239-1）

対象／①次のいずれかに該当する方（1）年金受給者（2）給
与所得者で医療費控除を受ける方（3）平成28年中で退職・
就職した方や年末調整の済んでいない方など ※住宅借入
金等控除を受ける場合や収入が600万円を超える場合など
は、低額な料金が発生する場合があります

②税理士及び税理士法人が関与していない、年金や給与収入等一定額以内の収入の方

内容／申告相談、申告書の作成

申込み・問い合わせ／①10時～15時（12時～13時を除く）

②1月23日(月)～27日(金)の10時～15時

※どちらも電話で関東信越税理士会上尾支部事務局（☎04
8-776-8777）



今年も確定申告の時期となりました。確定申告は、1年間に生じた所得に対する税金を精算する大切な手続きです。申告納税制度の趣旨から、自分で正しく申告書を作成し期間内に申告しましょう。

問い合わせ／市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

確定申告が必要な方

【自営業者など】

下記(1)～(4)のうち、昨年中の所得金額の合計額が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額より多い方

(1)事業を営んでいる方 (2)農業による所得がある方 (3)不動産所得がある方 (4)土地や建物を売った方

【給与所得者(会社員など)】

●給与収入が2,000万円を超える方 ●給与所得以外の所得合計額が20万円を超える方 ●2か所以上の会社から給与を受給している方

【その他】

●年の途中に退職し、年末調整を行っていない方 ●医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとする方

申告に必要なもの

●個人番号確認書類^(※) ●身元確認書類^(※) ●印鑑（シャチハタ不可） ●給与所得又は年金所得のあった方は、源泉徴収票や支払者の証明書 ●各種領収書又は証明書（生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・寄附金など） ●医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書 ●障害者控除の適用を受けられる方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書^(※)については6ページ参照

注意

- 給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払元（者）が発行する源泉徴収票が必要です。なお、源泉徴収税額がない場合には、還付金はありません
- 事業所得・不動産所得などの申告をされる方は、帳簿・領収書などを整理し、収支内訳書を作成のうえ上尾税務署へお願いします
- 医療費控除を受ける方は「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに領収書などを整理・計算し、明細書を作成のうえ提出してください。なお、領収書の日付が平成28年中であることを必ず確認してください
- 国民年金保険料については、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書又は平成28年中に支払った領収書をお持ちください。国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できませんので、直接、日本年金機構（控除証明書専用ダイヤル ☎0570-003-004・3月15日まで開設）へお問い合わせください
- 還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人の口座が必要です。事前に金融機関名及び口座番号を確認してください。また、振替納税の申込みには、金融機関への届出印が必要です（所得税を振替納税される方は、4月20日(木)が振替日です。振替納税以外の方は3月15日(水)が所得税の納期限です）
- 所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です

市の申告会場のご案内

市では、所得税の還付申告及び確定申告の臨時受付会場を設置します（6ページ参照）。なお、市内の会場ではe-Tax申告は行えません。

また、市内の会場では、給与・公的年金収入・配当（分離を除く）・雑・一時所得など、総合課税の簡易な還付申告と確定申告の受付を行います。

【次の①～⑩の申告は、上尾税務署での申告となります】

①青色申告 ②事業所得（営業等・農業）、不動産所得などの申告（繰越損失を含む）③土地等の分離・総合譲渡所得に関する申告（繰越損失を含む）④株式及び先物取引等の分離課税所得に関する申告（繰越損失を含む）⑤住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受けられる方の申告 ⑥雑損控除（災害や盗難、横領による損失等）の申告 ⑦過年分の申告 ⑧亡くなられた方の準確定申告 ⑨更正の請求・修正申告 ⑩贈与税・消費税の申告

※市内の会場及び市民税課窓口では記帳相談は行いません。申告書をすべて作成済みの場合のみ、受付でお預かりして上尾税務署へ回送します

申告受付日程について

還付・確定申告及び市・県民税の申告受付を下表のとおり行いますので、地区の指定日に申告してください。

また、前年の状況から申告が必要と思われる方には、市役所から市・県民税申告書を1月下旬に送付しますが、すべての方には申告書を送付していませんので、申告書が必要な方はご連絡ください。なお、所得税の還付申告や確定申告をされた方は、市・県民税の申告は不要です。申告書が送付された場合は処分してください。※申告方法などは広報かがやき2月号でお知らせします

問い合わせ／市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

■申告受付日程 受付時間＝9時～15時30分

種類	とき	申告会場	地区
還付申告	2月10日(金)	吹上生涯学習センター	地区割なし
	2月13日(月)・14日(火)	クリアこうのす	地区割なし
確定申告	2月16日(木)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	2月17日(金)		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	2月20日(月)		箕田、すみれ野、愛の町、中井、三ツ木、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稻荷町、赤見台
	2月21日(火)		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
確定申告、市・県民税の申告	2月23日(木)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
	2月24日(金)		屈巢、関新田、新井、境、上会下
	2月28日(火)	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
	3月1日(水)		筑波、吹上本町、南
	3月2日(木)		大芦、下忍
	3月3日(金)		北新宿、新宿、鎌塚
	3月6日(月)		榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷
市・県民税の申告	3月8日(水)	箕田公民館	箕田、すみれ野、愛の町、中井、三ツ木、川面、寺谷、稻荷町、赤見台
	3月9日(木)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
	3月10日(金)	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	3月13日(月)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
	3月14日(火)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
	3月15日(水)		加美、宮地、東、天神、逆川、神明

確定申告、市・県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の収入に係る申告から、マイナンバーの記載が必要となりました。申告手続きの際に下記書類を必ず持参してください。

※確定申告の場合は、番号確認書類及び身元確認書類の写しの添付が必要になります。

- (1)マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は →マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です
- (2)マイナンバーカードをお持ちでない方は →番号確認書類と身元確認書類が必要です
- (3)申告者以外の方が申告に来る場合は →申告者本人の番号確認書類と身元確認書類が必要です

■必要な確認書類 (いずれもこのうち1点が必要)

番号確認書類	・マイナンバーカード ・通知カード 等
身元確認書類	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・年金手帳 ・健康保険証 ・在留カード ・障害者手帳 等

※扶養親族の扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族のマイナンバーの記載が必要です(控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です)

※マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダーの設定、パソコン操作などに関する質問等は、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178・音声ガイダンスに従って1番を選択、受付時間＝平日9時30分～20時、土・日・祝日9時30分～17時30分)にお問い合わせください(受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房ホームページでご確認ください)



固定資産税の手続きはお早めに

問い合わせ／資産税課土地担当（内線2261・2262）、家屋担当（内線2263～2265）

■償却資産の申告はお済みですか

賦課期日（1月1日）現在で市内に事業用資産を所有している方、又は他の事業者（市内に事業所があるもの）に事業用として貸与している方は、償却資産の申告が必要です。

申告期限は1月31日（火）です。まだ申告がお済みでない方は、早めに申告書を提出してください。

■新築・増築及び取壊し家屋の確認

家屋の固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在に所有している方に課税されます。平成28年中に、家屋を新築・増築又は取壊しをしたときは、資産税課の職員が調査に伺います。

法務局で登記をした場合は連絡の必要はありませんが、登記をしていない家屋は、調査が遅れることがあり、誤った課税の原因となります。職員が調査にまだ伺っていない場合は、早急に連絡してください。

■住宅耐震改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成30年3月31日までの間に一定の耐震改修工事（工事費が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度の固定資産税額（床面積120㎡分まで）の2分の1が減額されます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

■住宅のバリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）について、平成30年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度の固定資産税額（床面積100㎡分まで）の3分の1が減額されます。ただし65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかに該当する方が居住している住宅が対象になります。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

■住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額措置

平成20年1月1日以前から所在する住宅について、平成30年3月31日までに一定の改修工事（工事費が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度の固定資産税額（床面積120㎡分まで）の3分の1が減額されます。住宅のバリアフリー改修と同時に減額措置が受けられます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

■長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

平成30年3月31日までに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を建てた場合で、居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上、かつ居住部分の床面積が50㎡（1戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下の住宅が対象となります。この条件を満たした住宅は、床面積120㎡分を限度として、新築後5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間）、固定資産税額の2分の1が減額されます。新築工事完了の日から翌年の1月31日までに、認定を受けて新築されたことを証する書類を添えて申告してください。

■住宅用地（住宅の敷地）の変更

土地は、賦課期日（1月1日）現在の現況地目により、評価・課税を行います。平成29年1月1日現在において、土地の利用状況に変更がある場合はお知らせください。（例：住宅用地から住宅用地以外へ、又は住宅用地以外から住宅用地へ変更した場合など）

■東日本大震災及び原子力災害における固定資産税・都市計画税の特例措置

東日本大震災及び東日本大震災に伴う原子力災害により被害を受けられた方は、一定の要件を満たす場合、申告により固定資産税・都市計画税の特例措置を受けることができます。詳細はお問い合わせください。

申請しましょう！ あると便利なマイナンバーカード

マイナンバーカードの交付を開始してから1年が経ちました。当初は申請してから交付までに4か月程度かかりましたが、現在では混雑も緩和され、1か月程度で交付できます。

マイナンバーカードは、マイナンバーの確認と本人確認が1枚でき、顔写真付きの身分証明書としても使用できます。また、今年の7月から開始されるマイナポータル（インターネット上で、自分の個人情報がどのように利用されたか確認できるシステム）にログインすることができます。なお、本市では平成29年10月から証明書のコンビニ交付を開始する予定です。その際には、マイナンバーカードが必要となりますので、お持ちでない方は、ぜひこの機会に申請をお願いします。

問い合わせ／申請・交付に関する事＝市民課住民担当（内線2432）、番号制度全般に関する事＝国のマイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）

カードの初回発行手数料は無料だよ

